

袖ヶ浦市総合計画条例（案）の概要

1 条例制定の背景

これまで、本市では総合計画を最上位の計画と位置付け、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、将来像の実現に向けたまちづくりを推進しております。

総合計画における基本構想は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により策定しているものの、これまで、市における総合計画の位置付けや、基本構想に基づき策定している基本計画及び実施計画に関し、条例上は規定せず、計画を策定し事業を推進してまいりました。

一方、地方分権改革の推進に伴う地方自治法の一部改正（平成23年8月1日施行）により、市町村における基本構想の策定義務に関する規定が廃止され、市町村の自主的な判断に基づいた総合的な計画策定を行うことができるようになったところであります。

このような中、現行総合計画は平成31年度末を以て計画期間が満了することから、次期総合計画の策定にあたり、本市における総合計画の位置付け等について整理する必要があります。

2 条例制定の目的

今後も総合的かつ計画的な市政の運営を図り、市の最上位の計画として総合計画を策定したうえで、まちづくりを推進するには、あらかじめ、総合計画の位置付け等を明らかにする必要があります。

また、従前の枠組みにとらわれず、市民との関わりなど、より実効性の高い新たな総合計画を策定し、実行する必要があります。

このことから、新たに総合計画に関する条例を定め、本市における総合計画の位置付けや構成等のほか、計画の策定における市民意見の聴取、諮問機関としての審議会設置及び議会の議決等について規定しようとするものであります。

3 施行期日

平成30年4月1日予定

4 条例における基本的事項

第1条（目的）

この条例の目的を定めるものです。

第2条（定義）

この条例において使用する用語の意義を定めるものです。

第3条（基本構想及び基本計画の策定等）

基本構想及び基本計画の策定義務等について定めるものです。

第4条（実施計画の策定等）

実施計画の策定義務等について定めるものです。

第5条（袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問）

総合計画を策定（変更）する際の袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問について定めるものです。

第6条（議会の議決）

基本構想及び基本計画の策定（変更）は、議会の議決事項とすることを定めるものです。

第7条（総合計画の公表）

総合計画を策定（変更）した際の公表について定めるものです。

第8条（基本計画及び実施計画の措置）

基本計画及び実施計画を計画的に実施する措置について定めるものです。

第9条（総合計画との整合）

個別の行政分野における計画と総合計画の整合について定めるものです。

第10条（袖ヶ浦市総合計画審議会の設置）

地方自治法の規定に基づく市長の附属機関として、袖ヶ浦市総合計画審議会を設置することを定めるものです。

第 1 1 条（審議会の所掌事務）

総合計画審議会の所掌事務について定めるものです。

第 1 2 条（審議会の組織等）

総合計画審議会の委員の人数及び任期等について定めるものです。

第 1 3 条（審議会の会長及び副会長）

会長及び副会長の設置、選任方法及び職務について定めるものです。

第 1 4 条（審議会の会議）

総合計画審議会の会議の招集、議長、定足数及び議決数について定めるものです。

第 1 5 条（審議会の庶務）

総合計画審議会の庶務を行う部署について定めるものです。

第 1 6 条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項については、市長が別に定めることを定めるものです。

附則

1（施行期日）

この条例の施行期日を定めるものです。

2（袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例の廃止）

この条例の制定に伴い、袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例を廃止することについて定めるものです。

3（経過措置）

この条例の施行の際現に策定されている袖ヶ浦市総合計画は、次期総合計画策定までの間、引き続き効力を有すること等を定めるものです。

4（袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

総合計画審議会の委員の報酬及び費用弁償を定めるため、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年条例第 26 号）の一部を改正することについて定めるものです。